

「大野市いじめ防止基本方針」の主な改定（案）について

(1) 「基本的理念」について【追加】

- ・全ての児童生徒に「自信」を育む教育を推進します。いじめは、他者からその「自信」を奪う行為ととらえ、未然防止に全力を注ぎます。自分に自信がある者は他者を傷つけるような行為には及びません。また、自分が「みんなから認められている」「大切にされている」と感じられれば、自然と他者にも優しくなれます。日々の授業を中心として、できる、分かる、大切にされている、認められている等、小さな自己実現を日々積み重ねさせることにより、心の安定と成長を図ります。
- ・未然防止には、安定した人間関係のある支持的な集団づくりが欠かせません。居場所づくりと絆づくりを意図的に行い、安心して通える学校づくりを目指します。

(2) 「いじめの定義と判断」について【追加】

いじめの定義をもとにして、幅広くいじめを認知します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(3) 「いじめの解消」について【追加】

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(4) 「いじめの事案対処」について【変更・追加】

※「早期対応」を「事案対処」に改称

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教職員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

(5) 「いじめの未然防止」について【追加】

学校は、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により、被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(6) 「意識調査の活用」について【追加】

児童生徒を対象に行う意識調査を活用しながら、すべての子ども達に自尊感情を育む安心して通える学校づくりを推進します。

(7) 「スマートルール」について【追加】

「ふくいスマートルール」をもとに、各校独自のルールを設定したり、家庭内におけるインターネット利用に関するルールづくりを働きかけたりして、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

(8) 「いじめ・なやみメール相談」について【追加】

青少年教育センターの相談窓口やいじめ・なやみメール相談を周知徹底するなどして、児童生徒や保護者が、相談しやすい環境づくりに努めます。

(9) 「取組の点検・検証等」について【追加】

各学校のいじめの概要や対応を市内小中学校で共有し、未然防止や早期発見、事案対処に生かします。

(10) 保護者、地域との連携【追加】

放課後こども教室や放課後児童クラブ、スポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、学校が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。